

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 贈与税の税率引き下げ

**Q** : 私は、今年、妻に300万円贈与をしようと思っています。今年の改正で贈与税の税率が引き下げられたと聞きましたが、具体的にはいくらぐらいの減税になったのですか？

**A** : 21万円から19万円になり、2万円の減税となりました。

### 【解説】

今年の税制改正では、贈与税についての税区分が簡素化されるとともに最高税率が70%から50%に、引き下げられましたが、よく利用する300万円程度の贈与については次のように減税のメリットはあまり大きなものにはなっていません。

(基礎控除後の課税価格)	(税率)	(控除額)
200万円以下	10%	—
200万円超～300万円以下	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円
400万円超～600万円以下	30%	65万円
600万円超～1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円

(改正前)

$$\{300\text{万円} - 110\text{万円 (基礎控除)}\} \times 15\% = 7.5\text{万円} = 21\text{万円}$$

(改正後)

$$\{300\text{万円} - 110\text{万円 (基礎控除)}\} \times 10\% = 19\text{万円}$$

(減税額)

$$21\text{万円} - 19\text{万円} = 2\text{万円}$$

